

英語指導助手派遣事業（イマージョン教育事業）に係る
公募型プロポーザル募集要領

泉大津市教育委員会事務局
教育部指導課

令和4年3月

1 業務目的

- (1) 異文化を理解し、国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人としての資質や能力を持った子どもを育成するため、外国人講師（以下「講師」という。）を配置し、英語で教科の授業を行うイマージョン教育やその他、学校生活における生活英語の指導を行う。
- (2) 子どもたちに、学習指導要領に基づく資質・能力及びコミュニケーション能力を身に付けさせるため、英語圏または英語を公用語とする国の出身の講師が、外国語活動や外国語科の授業で身に付けた内容を活用できる場面を創出するなどの工夫を行いながら、英語によるより実践的な指導を行う。

2 業務概要

(1) 業務名称

イマージョン教育に係る英語指導助手派遣事業

(2) 業務内容

講師は、派遣校における校長の指示を通じ、学年担当教員及び外国語担当教員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

I 講師が業務時間中に行う業務

- ① 小学校1年生～6年生（合計12クラス）の体育を英語で指導すること。
- ② 朝の英語放送を行うこと。
- ③ 一日の学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法・教材の開発・作成を行うこと。
- ④ 朝の会、帰りの会、休憩時間、給食時間、学校行事等で積極的に児童と英語によるコミュニケーションを図ること。
- ⑤ 教職員への英語指導を行うこと。
- ⑥ その他、イマージョン教育及び国際理解教育の推進に必要と校長が認める業務

II 講師の資格等は以下に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 英語圏または英語を公用語とする国の出身で、日本の小学校等において1年以上のイマージョン教育の指導経験を有する者。もしくは、小学校等でのイマージョン教育の実績のある受託者において研修が受けられる者。いずれの場合もその実績を証するものを提出できること。
- ② 担当教科（体育科）について、文部科学省で定められた学習指導要領の内容を理解し、日本の小学校での体育の教科指導力を有すること。または、受託者に

においてイマージョン教育（体育）の指導を受けられること。

- ③ 学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法や教材等を開発・作成できる能力を有すること。
- ④ 「外国語活動」及び「外国語科」の趣旨を小学校学習指導要領や解説等により充分理解していること。
- ⑤ 子どもが強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえて聞き取ったり発音したりすることができるように指導できること。そのために、英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、現代の標準的な言語力を備えていること。
- ⑥ 児童の会話を理解するとともに、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語能力を有すること。
- ⑦ 語学教師又は外国語指導助手（ALT）として従事した経験があること。
- ⑧ 業務時間内において、授業時間の内外を問わず、子どもたちと積極的にかかわることができること。
- ⑨ 児童に対して指導者的立場であることを自覚し、児童・保護者及び泉大津市民の信頼を失墜するような行為をしないこと。

*特記「サービスの根本基準」（地方公務員法 第30条）

「職務に専念する義務」（地方公務員法 第35条）

「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」（地方公務員法 第32条）

「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法 第33条）

「秘密を守る義務」（地方公務員法 34条） など

(3) 勤務場所

泉大津市立浜小学校 泉大津市小松町5-6

(4) 契約期間

令和4年5月6日（金）から令和5年3月24日（金）まで

(5) 委託料（提案上限額）

5,202,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間に、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (4) 英語指導活動において、令和4年4月1日現在で3年以上の経営実績を有していること。
- (5) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納していない者。

4 失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 審査結果通知日までに提案者が応募資格要件を満たさなくなった場合

5 応募手続

- (1) 提出書類
 - ①応募表明書（様式1）
 - ②見積書（様式2）
 - ③企画提案書（別紙『企画提案書の作成について』を参考に10部を提出すること。）
※10部のうち、正本1部には「会社名記載」、副本9部には「会社名記載なし」
 - ・提案書を提出することができるのは1案だけである。
 - ・提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、差替えは認めない。
- (2) 提出方法
 - ①提出期間
 - 泉大津市役所の開庁日の
 - 令和4年4月 6日（水）午前8時45分～
 - 令和4年4月20日（水）午後5時15分まで

②提出場所・方法

泉大津市教育委員会事務局（指導課 市役所3階）に持参により提出すること。

(3) 質疑

募集要領等に関する質疑については次のとおりとする。

①質疑方法

質問書（様式3）を用いて電子メールにより行い、送信後、泉大津市教育委員会事務局（指導課）へ電話にて着信確認を行うこと。

電話：0725-33-9365

宛先：メールアドレス：edu-kyomu@izo-ed.jp

②回答方法

電子メールにて回答後、本市ホームページにて内容を公開し共有する。

③注意事項

質疑は、受付日時までとし、日時を過ぎた場合には回答しない。

理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

6 選定方法等

(1) 事業者の募集方法

事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定のスケジュール

| 日程 | 内容 |
|---------------------|---|
| 令和4年3月25日 | 募集要領の公表（泉大津市ホームページ） |
| 令和4年4月 1日 | 質疑の受付 |
| 令和4年4月 4日 | 質疑の回答 |
| 令和4年4月 6日 ～4月20日 | 提出書類の受付 |
| 令和4年4月27日 | プレゼンテーションおよびヒアリング 場所：泉大津市役所 4階401会議室 |
| 令和4年5月 2日 | 優先交渉権者の決定 |
| 令和4年5月 初旬 | 業務契約書の締結 |

(3) 審査方法

企画提案書提出期間終了後、英語指導助手派遣事業（イマージョン教育事業）に係る労働者派遣公募型プロポーザル審査委員会において以下の方法でプレゼンテーション・ヒアリングを行い、内容及び提案書について、総合的に審査を行い、優先

交渉権者及び次点者を選定する。

参加希望業者が1社であっても実施する。

①プレゼンテーション時間

各提案についてのプレゼンテーション：15分以内

プレゼンテーション後の質疑応答：10分以内

※必要なパソコンなどの機器は提案者において用意すること。

②委託料（単価）の審査

審査点を審査委員1人20点満点とし、委託料について審査を行う。

（提案内容に対する単価の妥当性を審査する。）

③提案書の審査

審査点を審査委員1人80点満点とし、以下の点について審査を行う

ア 経営方針および外国語指導助手派遣業務に関する基本方針

イ 英語指導助手の派遣業務実績

ウ 英語指導助手の採用・管理・危機管理体制

エ 英語指導助手の研修体制及び内容の具体策

オ 派遣が想定される英語指導助手の、具体的な経験や技能

カ 勤務校におけるイマージョン教育活動の具体的な内容

④審査点数の付け方

別紙『イマージョン教育に係る英語指導助手派遣事業 プロポーザル採点表
基準』による。

⑤審査結果

審査結果は文書にて通知を行う。

⑥注意事項

資料の追加配布は認めない。提案書において補足説明・アピールする点などについて説明を行うこと。

7 その他

(1) 優先交渉権者の提出書類

優先交渉権者となった事業者は契約締結時に下記の書類を提出すること。

①法人の履歴事項全部証明書の写し

②賠償責任保険証の写し

(2) 契約の締結

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点者と契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(3) 費用負担等

応募者の提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提案書類の扱い

応募者に対して、提出書類を返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

①応募者の応募資格要件を満たさない者が応募したとき

②提出書類が不足しているとき

③提出書類が各指定様式の作成要領に従い記載されていないとき

④提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

⑤応募手続きにおいて不正な行為があったとき

⑥提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

⑦虚偽の内容が記載されているとき

⑧2案以上の提出書類を提出したとき

⑨その他募集要領に定める条件に違反したとき